

国海安第123号
平成18年12月6日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等
の一部改正について

標記につきまして、下記の省令が平成18年12月5日付で公布されましたので、その概要及び関係資料を送付致します。つきましては、関係各位に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
(平成18年国土交通省令第108号)

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令案について

平成 18 年 11 月
海事局安全基準課

1. 背景

現在、海洋汚染及び大気汚染の防止を確保するため、1973 年海洋汚染防止条約及び 1973 年海洋汚染防止条約の 1978 年議定書(以下「マルポール条約」という。)が発効しており、我が国も同条約の締約国である。

海洋環境の保全に対する国際的な意見の高まり及び科学的知見の進展等を背景として、IMO(国際海事機関)は、平成 16 年 10 月、MEPC 52(海洋環境保護委員会第 52 回会合)において船舶からの油の排出規制の強化等を内容としたマルポール条約附属書 (以下「附属書」という。)の改正を採択した。

このため、当該改正内容を国内関係法令に取り入れるため、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令等の関係省令を改正する。

2. 改正の概要

(1) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令改正の概要

ビルジ用濃度監視装置の設置義務に係る改正(専ら特別海域を航行する総トン数 400 トン未満の船舶等を適用除外)

第 4 条第 1 項に規定するビルジ等排出防止設備をビルジ貯蔵装置とすることができる船舶の追加

海水取入口(シーチェスト)からの水バラスト等の排出を防止する装置の設置の義務付け

水バラスト等排出管装置の設置義務に係る改正(総トン数 150 トン未満のタンカーに対して一部緩和)

貨物倉の大きさ及び配置に係る技術基準及び損傷時の油の仮想流出量の算出方法の改正

油濁防止緊急措置手引書等の作成に関する技術上の基準の改正

その他所要の改正

(2) 船舶区画規程の改正の概要

貨物ポンプ室の二重底化に係る基準(基線からの距離を規定)の追加

タンカーに関する損傷時の復原性に係る基準の適用範囲の改正(総トン数 150 トン以上のタンカーに適用)

その他所要の改正

(3) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の改正の概要

附属書 の改正(上記(1)及び(2)並びに全体構成の見直し)に伴う国際油汚染防止証書の様式の変更

上記(1) において新たに追加した装置に係る検査の準備に関する事項を規定

3. 今後の予定(施行日)

公布:平成 18 年 12 月上旬

施行:平成 19 年 1 月 1 日